

2017年4月

## Contents

速報:トルコの憲法改正をめぐる国民投票—今後の動向

- 1 改正の概要
- 2 今後の動向

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 速報:トルコの憲法改正をめぐる国民投票—今後の動向

2017年4月16日、トルコで憲法改正の是非を問う国民投票が行われた。その結果、与党である公正発展党が提出した、現在の議会制を大統領制に移行させる18か条からなる憲法改正法案について、51.4%が賛成に投じ、僅差で憲法改正法案が可決された。なお、3大主要工業都市(イスタンブル、アンカラおよびイズミル)を含め、有権者の48.6%が反対票を投じた。また、主要野党の共和人民党は、投票委員会の公印のない投票用紙の存在を認めた最高選挙委員会の決定を受け、国民投票の結果の正当性を疑問視し、投票数の37%の再集計を求めている。298か条からなる選挙・投票に関する基本法は、投票委員会の印のない投票用紙は無効として排除する旨を規定している。最高選挙委員会は、すべての異議申立てが審議された後、10日で公式結果を出すとしている。

### 1. 改正の概要

改正が取り扱うのは、主として行政府と立法府の権限である。具体的には、今回の改正により、大統領、首相および内閣が現在有している行政権は、すべて大統領に委譲される。また、首相職が廃止され、1ないし複数の新たな副大統領職が創設される。そのため、大統領は、大統領令により大臣を任命し、予算を作成し、裁判官・検察官高等委員会(司法裁判官、行政裁判官、検察官の任命、転籍、職務停止などの権限を有する組織)の委員の過半数を任命し、一定の法律を制定する新たな権限を持つこととなる。この他に、以下の点も改正される。

- 議員定数は550人から600人に増員され、議員の最低年齢は現行の25歳から18歳に引き下げられる。
- 議会選挙は現在の4年ごとではなく5年ごとに開催され、大統領は現在と同じく最長で2期(1期あたり5年)務めることとなる。新たな制度では、現大統領は2029年まで在任可能となる。
- 議会は不信任動議を提出する権限を失い、今後は大臣を監督しない。

## 2. 今後の動向

改正の大部分は 2019 年 11 月 3 日に発効することになっているが、委員の定員が 22 人から 13 人に削減される裁判官・検察官高等委員会の改組、軍事裁判所の全面廃止に関する改正については今後 30 日以内にも実施される予定である。また、大統領も政党との関係を維持し、引き続き党首を務めることができるようになる。

司法省は、投票結果を受けて法律の改正作業を開始し、優先的な改正事項を確認した。第 1 段階では、18 か条からなる法案が施行される 2019 年までに大統領選挙法を含む 7 つの法律の 144 の条文が改正される予定であり、具体的には、議会選挙法、裁判官・検察官高等委員会法および選挙・投票に関する基本法(Basic Provisions of Elections and Electoral Roll Law)等が改正される予定である。司法省は、この他の法律についても改正事項の確認作業を続けており、議会手続規則その他の規則についても改正される見込みである。最終的に改正される法律および条文の全体数は明らかではない。

なお、副首相は、大統領への権限移譲を前倒しするための選挙がトルコで早期に行われる可能性はないと述べている。次回の大統領選挙および議会選挙は、2019 年 11 月 3 日に行われると予想されている。

今回の国民投票の結果により経済・金融政策に対する大統領の影響力が強まるとの懸念が広がる一方で、今回の憲法改正案の可決に伴い、短期的には政治の安定に向けた方策が示されるだろうという見方もある。今後の動向が注目される。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 山神 理  
[michi.yamagami@amt-law.com](mailto:michi.yamagami@amt-law.com)  
弁護士 江本 康能  
[yasutaka.emoto@amt-law.com](mailto:yasutaka.emoto@amt-law.com)

Paksoy  
弁護士 Serdar Paksoy  
[SPaksoy@paksoy.av.tr](mailto:SPaksoy@paksoy.av.tr)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 龍野 滋幹([shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))
  
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[asia-ec-newsletter@amt-law.com](mailto:asia-ec-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins13.html>にてご覧いただけます。